

(目的)

第1条 この要領は、県民総ぐるみのがん対策を目指し、社員と地域の方のいのちを守るため、広島県とともに主体的かつ積極的にがん対策に取り組む企業を登録する Team がん対策ひろしまの実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 企業

営利を目的として一定の計画に従って経済活動を行う法人をいう。

(2) 登録企業

この要領にもとづき Team がん対策ひろしまに登録する企業をいう。

(3) 社員

企業の従業員のうち、広島県内の事業所に勤務するものをいう。

(4) がん検診

次表のとおり「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知別添)で定める5つのがん検診のうち、診療ではなく、あくまで検診又は人間ドックを目的に行われるものをいう。

種類	検査項目	対象者	受診間隔
胃がん検診	問診に加え、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれか	50歳以上の男女	2年に1回
子宮頸がん検診	問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診	20歳以上の女性	2年に1回
肺がん検診	質問(問診)、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診(ただし喀痰細胞診は、原則50歳以上で喫煙指数が600以上の人のみ。過去の喫煙者も含む)	40歳以上の男女	年1回
乳がん検診	問診及び乳房エックス線検査(マンモグラフィ)	40歳以上の女性	2年に1回
大腸がん検診	問診及び便潜血検査	40歳以上の男女	年1回

(5) 「がん検診へ行こうよ」推進会議

広島県において、県民一人ひとりががんをより身近なものとして捉え、がん検診の重要性についての意識が高まるよう、関係機関・団体が連携して、がん検診の普及啓発や受診率の向上に向けた活動を積極的に推進するために設置された組織をいう。

(6) 患者団体

広島県のがん情報サポートサイト「広島がんネット」に掲載されているがん患者団体またはがん患者支援団体をいう。

(7) 一般県民

広島県に居住する住民のうち、特別な対象の範囲を定めないものをいう。

(対象企業)

第3条 Team がん対策ひろしまに登録できる企業は、次の各号に掲げる企業とし、登録は、支所・支社・支店などの事業所単位では行わず、企業全体を登録単位とする。なお、登録企業は、登録と併せて「がん検診へ行こうよ」推進会議にも加入することとする。

- (1) 広島県内に本社をおく企業のうち、登録企業として広島県内のすべての事業所において取り組むことができる企業。
- (2) 広島県外に本社をおく企業のうち、広島県内に事業所があり、登録企業として広島県内のすべての事業所において取り組むことができ、かつ、広島県内での取組に準じて、全社的な取組の推進に努めることができる企業。

(登録企業の取組)

第4条 登録企業は、次の各号に掲げるがん対策すべてに主体的かつ積極的に取り組むものとする。

- (1) 登録企業の社員及び地域の皆様に対する、がん予防及びがん検診に関する正しい知識の普及啓発を行い、がん検診受診率の向上を図ること。
- (2) 治療と仕事の両立支援体制を整備するとともに、がんになり患した社員（がんになり患した家族を看護する社員を含む。）に対する治療と仕事の両立を支援すること。
- (3) 患者団体が実施する一般県民向けのがんに関するイベントを支援すること。

2 前項第3号に規定する取組は、広島県健康福祉局健康づくり推進課（以下「健康づくり推進課」という。）から登録企業に対して、定期的に情報提供するイベントの中から行うものとする。ただし、登録企業が支援するイベントが、少数のイベントに集中するなどした場合、健康づくり推進課は支援するイベントの調整を行うことができ、登録企業は健康づくり推進課の調整内容に応じるよう努めるものとする。

(登録企業の目標)

第5条 登録企業は、次の各号に掲げるすべての目標を掲げ、目標を達成するために誠実に取り組むものとする。

- (1) 登録企業の社員（パート・アルバイト等の非正規従業員を除く。）のがん検診（子宮頸がん検診を除く）について、次表第1欄に掲げる種別に応じて、同表第2欄に掲げる対象について、同表第3欄に掲げる算式で算出された受診率を前年度から増加させる。ただし、受診率が70%以上の場合は70%以上を維持することとする。なお、胃がん検診及び乳がん検診について、社内規程等で2年に1回の受診としている場合は、当該年度の受診対象者数を対象とする。

種別	対象	算式
胃がん検診	50歳以上の社員（パート・アルバイト等の非正規従業員を除く。）	対象の者のうち当該年度に胃がん検診を受診した者の数/当該年度の対象の者の数×100（小数点以下四捨五入）
肺がん検診	40歳以上の社員（パート・アルバイト等の非正規従業員を除く。）	対象の者のうち当該年度に肺がん検診を受診した者の数/当該年度の対象の者の数×100（小数点以下四捨五入）
大腸がん検診	40歳以上の社員（パート・アルバイト等の非正規従業員を除く。）	対象の者のうち当該年度に大腸がん検診を受診した者の数/当該年度の対象の者の数×100（小数点以下四捨五入）
乳がん検診	40歳以上の女性社員（パート・アルバイト等の非正規従業員を除く。）	対象の者のうち当該年度に乳がん検診を受診した者の数/当該年度の対象の者の数×100（小数点以下四捨五入）

- (2) 治療と仕事の両立支援に関する相談窓口（担当者）を社内に設置・周知し、両立支援体制を整備する。また、がんになり患した社員や、がんになり患した家族を看護する社員に対しては、治療と仕事の両立のために必要な支援を実施する。
- (3) 患者団体が実施する一般県民向けのがんに関するイベントへの支援を年2回以上行う。

(登録申請)

第6条 Team がん対策ひろしまに登録を希望する企業は、別に指定する期日までに「Team がん対策ひろしま」登録申請書（別記様式1）（以下「申請書」という。）を健康づくり推進課に提出する。

(登録証及び登録企業グッズ交付)

第7条 健康づくり推進課は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、すみやかに申請内容がこの要領に適合するものであるかを審査し、適合すると認めるときは、申請を行った企業をTeamがん対策ひろしまに登録し、別に定める登録証及び登録企業グッズを交付する。

2 登録企業は、前項の規定により交付された登録企業グッズを県内のすべての事業所に掲げ、社員や取引先または顧客等に周知するものとする。

3 登録企業は、一般県民に対して、Teamがん対策ひろしまであることを広く周知することを目的として、別に定めるTeamがん対策ひろしまのロゴを、登録企業のホームページや商品パッケージ及び社員の名刺などで広く使用できるものとする。

(変更の連絡)

第8条 登録企業は申請書の内容に変更があった場合には、速やかに健康づくり推進課に連絡し、必要な事務等について別途指示を受け適切に対応するものとする。

(実績報告)

第9条 登録企業は、年1回、別に指定する期日までに、別に定める「Teamがん対策ひろしま」実績報告書(以下「報告書」という。)を健康づくり推進課に提出しなければならない。

(登録企業の公表)

第10条 健康づくり推進課は広島県のホームページなどで登録企業名等を公表するとともに、前条の規定による報告書をもとに登録企業の取組内容を公表し、広く一般県民に紹介する。

(表彰)

第11条 登録企業のうち、特に優秀な成果をあげたもの、又は、特に県内企業の模範となる先導的な取組を行ったもの等に対して、広島県知事等から表彰を行うとともに、広く一般県民に紹介する。

(協力)

第12条 健康づくり推進課は、予算の範囲内において登録企業の取組に協力及び支援を行うとともに、取組方法等について、登録企業に対し指導・助言等を行う。

(登録の取り消し)

第13条 健康づくり推進課は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録企業の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録企業から提出された申請書、又は報告書の内容に故意の虚偽が判明した場合。
- (2) 正当な理由がないにもかかわらず、登録企業としての取組を誠実に履行しない場合又は履行する見込みがない場合。
- (3) 登録企業として、Teamがん対策ひろしまの趣旨に反する重大な違反行為があると判明した場合。
- (4) 第3条第2号の規定により登録された企業に限り、県内事業所ではなく県外の事業所であっても全社的に前項に規定する行為があると判明した場合。
- (5) 登録企業が前各号と同等以上の行為を行ったと認められる場合。

(退会)

第14条 Teamがん対策ひろしまからの退会を希望する登録企業は、「Teamがん対策ひろしま」退会申出書(別紙様式2)を健康づくり推進課に提出することができる。健康づくり推進課は、その理由がやむを得ないと認められる場合、登録企業を退会にするとともに、退会の決定について通知する。

(細則)

第15条 この要領に定めるもののほか、Teamがん対策ひろしまの実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年 7 月 17 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

2 この要領の施行の際、現にある改正前の要領による用紙（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式
その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を含む。）につ
いては、当分の間、これを使用することができる。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。